

## 平成 20 年度主要な政策に係る評価書要旨

評価実施時期：平成 20 年 7 月

担当部局課室名：消防庁総務課 他12課室

施策名	消防防災体制の充実強化	政策体系上の位置付け (国民生活と安心・安全) 政策 20
施策の概要	国民の生命、身体及び財産を災害から守るため、消防防災・危機管理体制の強化を図るとともに、消防防災・危機管理に対する国民の認識と理解を向上させるための総合的な施策を実施する。	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p><b>[総合的な評価]</b></p> <p>本施策について、指標の達成状況をみると、平成 19 年度に目標年度を迎えた指標のうち過半数の指標において目標を達成し、その他の指標についても目標年度に向けて着実に取組が進行していることがわかり、施策の基本目標に向け着実に取組の効果が現れていることが認められる。</p> <p>「緊急消防援助隊の隊数」や「救急救命士の配置された救急隊の割合」、「救急自動車に占める高規格の救急自動車の割合」など、国と都道府県、消防本部の連携による取組に係る指標については目標達成に向けた進捗率が高く、政策を推進することで消防防災組織体制が着実に強化されていることがわかる。</p> <p>国民（事業者も含む）と行政の連携による取組については、「特定違反對象物数の改善」など目標達成している指標もあるが、「消防団員数」や「危険物施設における事故件数」など目標の達成に至らなかった指標もある。</p> <p>大地震等の大規模災害や大事故・テロに揺るがない社会の構築には、国民と行政の連携が重要である。そのため、消防防災・危機管理に対する国民の認識と理解を向上させるための取組を一層強化していく必要がある。</p> <p><b>(必要性)</b></p> <p>近年、地震、集中豪雨等の自然災害や火災、事故等により、各地で大きな被害が発生しており、その態様も多様化、大規模化の傾向を示している。また、テロや武力攻撃等による災害の発生も危惧されているところである。</p> <p>こうした災害などに揺るがない社会の構築のためには、行政と国民が一体となった、消防防災・危機管理体制を強化することが必要である。</p> <p><b>(有効性)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害等が発生した場合に全国規模での消防応援を行う緊急消防援助隊は、平成 20 年度末の登録部隊数の目標、4,000 隊に向け、平成 20 年 4 月 1 日現在で 3,960 隊（対前年比 209 隊増）と順調に進捗していることから、施策の有効性が認められる。</li> <li>・救急搬送時に質の高い救急救命処置が行えるよう救急隊への救急救命士の配置を推進しているところである。平成 19 年 4 月現在で救急救命士が配置された救急隊の割合は 86.3%（対前年比 3.9% 増）となっており、平成 23 年度に目標としている 90%に向けて着実に進行していることから施策の有効性が認められる。</li> <li>・都道府県・市町村における国民保護訓練の実施件数は平成 19 年度で 72 件（対前年度比 37 件増）とであり、有事の際に迅速に国民保護措置ができる体制が着実に整備されていることから、施策の有効性が認められる。</li> <li>・特定違反對象物（床面積 1,500 m<sup>2</sup>以上の特定防火対象物及び地階を除く階数が 11 以上の非特定防火対象物のうち、スプリンクラー設備、屋内消火栓設備又は自動火災報知設備がその設置義務部分の過半にわたって未設置の防火対象物をいう。）は火災発生時における人命の危険性が大きいことから、違反是正の指導をしてきたところであるが、平成 19 年度当初で 168 件と前年同期より 14 件減少したことから、施策の有効性が認められる。</li> <li>・地域防災力の中核的存在である消防団の団員数は平成 19 年 4 月現在で 892,893 人と前年同期より 7,114 人の減少となっている。これは、新任団員（6 万人程度）を上回る団員が退職したことによるものである。退職団員数をカバーするには至っていないが、前年度と比べ減少幅が小さくなっていることから、消防団員確保の取組に有効性が認められる。</li> <li>・ひとたび事故が発生すると、甚大な被害をもたらす危険物施設における火災・漏えい事故の件数は、平成 19 年には 603 件と前年比で 5 件増加した。こうした中、平成 20 年 5 月 28 日に消防法を改正し、市町村長等が危険物流出等の事故原因調査を実施できるようにするなど、危険物事故の減</li> </ul>	

少につながる有効な施策を打ち出したところである。

**(効率性)**

消防防災・危機管理に係る施策においては、実際に災害発生時の対応を効率的に行う必要がある。例えば、大地震等の大規模災害が発生した際の効率的な情報伝達のため、市町村防災行政無線や全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備を着実に推進している。また、増大する救急需要対策として、消防機関が認定する民間患者等搬送事業者を活用したり、地域の実情に応じた119番通報受信時の救急現場における緊急度・重症度の選別（トリアージ）の導入を促進するなど、業務の効率化を推進している。

**[今後の課題、取組の方向性]**

社会情勢に応じ、消防防災・危機管理に係る制度の立案、組織体制の整備、普及啓発活動等を実施してきたところである。

近年の政策的な主な課題としては、まず、消防法等の制度改正を行った事案に対する制度の定着が挙げられる。大規模・高層の防火対象物の管理者に、消防計画の作成及び自衛消防組織の設置を義務付けた平成19年度の消防法の改正や、住宅に住宅用火災警報器等の設置を義務付けた平成16年度の消防法の改正などで制定した制度等を、いかに定着させていくかが課題である。

また、大規模災害やテロ・武力攻撃等に対する、組織体制の強化が課題としてあげられる。緊急消防援助隊の拡充や消防の広域化の推進、消防団員数の増加、救急需要への対応など、国・地方を通じた組織体制の拡充が課題となっている。

さらに、国民への消防防災・危機管理に対する認識と理解を向上させるための普及・啓発活動も重要な課題となっている。

これらの課題に対し、消防庁では引き続き、効果的な施策を検討するとともに、制度の立案、組織体制の整備、普及啓発活動等を実施し、総合的な消防防災・危機管理に係る施策を推進していく。

**【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】**

**【緊急消防援助隊の隊数】**

	18.4	19.4	20.4
隊数	3,397	3,751	3,960

(目標：概ね4,000隊(20年度))

**【救急救命士の設置された救急隊の割合】**

	17.4	18.4	19.4
割合(%)	78.2	82.4	86.3

(目標：全救急隊の90%(23年度))

**【都道府県・市町村における国民保護訓練の実施件数】**

	17年度	18年度	19年度
訓練実施件数	9	35	72

(目標：実施件数の向上(対前年度比))

**【特定違反對象物数の改善】**

	18年度当初	19年度当初
特定違反對象物数	182	168

(目標：特定違反對象物数の減少(対前年度比))

**【消防団員数】(人)**

	17.4	18.4	19.4
消防団員数	908,043	900,007	892,893

(目標：消防団員数の増加(対前年度比))

**【危険物施設における事故件数】(件)**

	18年	19年
件数	598	603

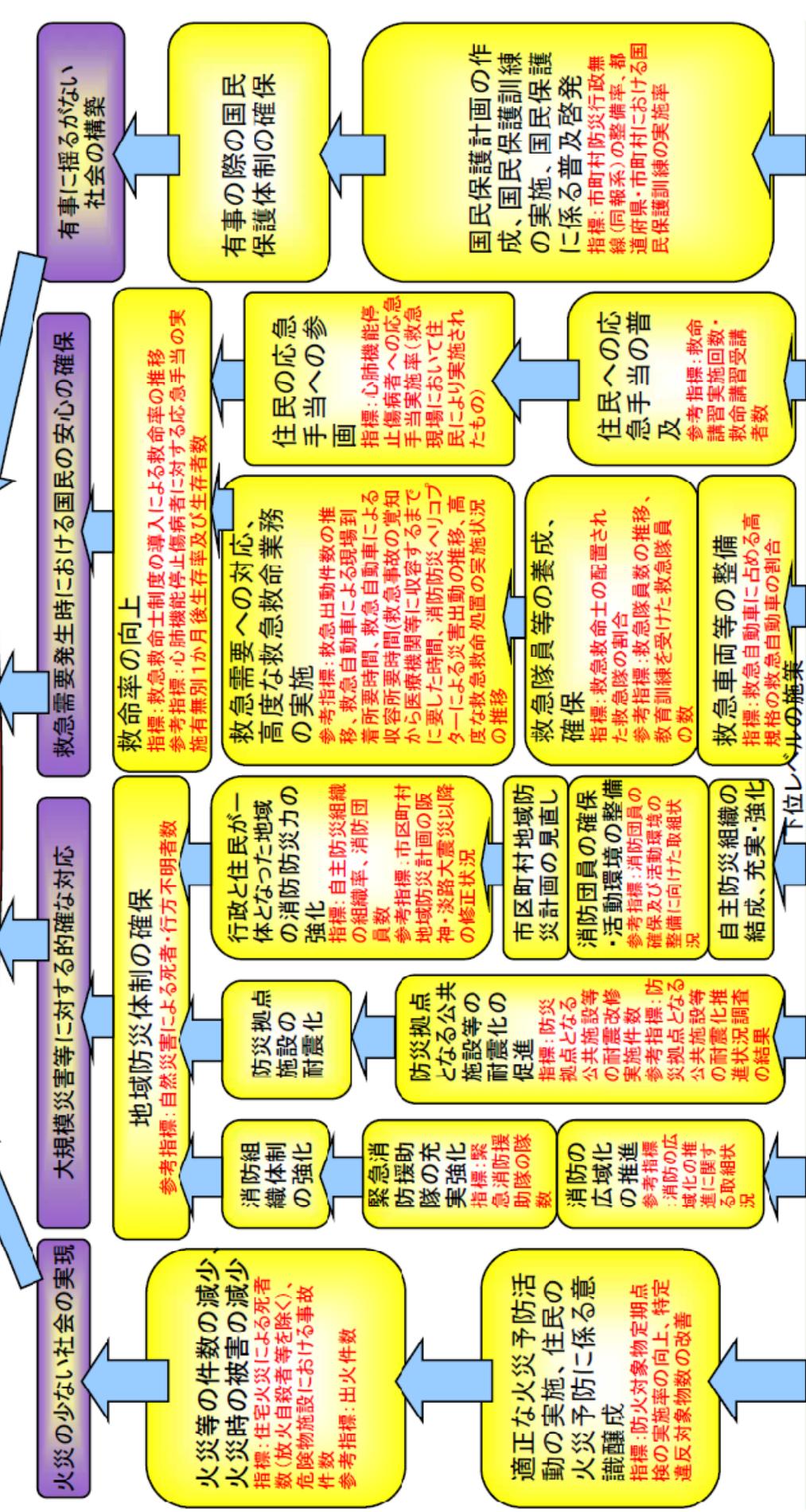
(目標：事故件数の低減(対前年度比))

関係する 施政方針 演説等内 閣の重要 政策(主 なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	経済財政改革の 基本方針2007 (閣議決定)	平成19年6月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・G8北海道洞爺湖サミット等を見据えつつ、テロ等の未然防止と緊急事態発生時の対処に万全を期する。(一部略)</li> <li>・有事に備えた国民保護施策を推進する。(一部略)</li> <li>・大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪等への対策を推進する。また、消防等地域の災害応急対応力の充実を図る。(一部略)</li> <li>・災害情報共有システム等の治安・防災等に資する科学技術の研究開発・利活用を図る。(一部略)</li> </ul>

**政策20 消防防災体制の充実強化**

**基本目標** 消防組織の体制強化や大規模災害への備え、火災予防対策、地域防災力の強化等、総合的な消防防災対策を積極的展開することにより、大地震等の大規模災害や大事故・テロに揺るがない社会を構築し、国民の安心・安全を維持・向上させる。

**国民の安心・安全の確保**



**火災予防対策の強化**  
(予防課、消防技術政策室、危険物保安室、特殊災害室)

**地域防災力の強化**  
(防災課、消防・救急課、応急対策室、参事官、消防技術政策室)

**救急業務の充実・高度化**  
(救急企画室、応急対策室)

**国民保護体制の整備**  
(国民保護室、国民保護運用室、防災情報室)